

公益財団法人ふくい女性財団
女性総合相談員採用募集案内

1 職種、業務内容、勤務場所、雇用期間、募集人員

職 種	女性総合相談員
業務内容	ア 女性の直面する諸問題に関する相談（夫婦関係（離婚等）、人間関係（家族等）、こころの悩み等）への対応 イ 配偶者等からの暴力による被害者の相談および自立支援 ウ 女性問題に関する情報の収集および提供 エ 男女共同参画推進事業に係る講座等の企画運営
勤務場所	福井県生活学習館（福井市下六条町14-1）
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで （勤務成績・態度・能力、業務の進捗等により更新される場合があります。）
募集人員	1名

2 応募資格

下記の（1）～（5）のいずれにも該当する者

- （1）年齢 令和8年4月1日現在で65歳未満の者
- （2）女性相談業務に関心と熱意がある者
- （3）次のいずれかに該当する者
社会福祉主事、社会福祉士、これらに準ずる専門的知識を有する者、女性相談等相談業務に従事した経験のある者
- （4）普通自動車運転免許を有する者
- （5）パソコン（ワード等）の基本的な操作ができる者

3 選考方法

受験者の適性、能力等をみるために、面接試験を行います。

試験日程 随時

試験会場 福井県生活学習館（福井市下六条町14-1）

試験内容 個別面接

その他 受験票は発行しません。

4 合否通知

面接試験受験者全員に対し、選考試験の合否の結果を連絡するとともに、その後の手続等についてご案内します。

5 勤務条件

- （1）勤務日 火曜日から日曜日までに勤務割振りされた週4日間
ただし、月曜日が開館の場合は、月曜日勤務の場合もあります。
- （2）勤務時間 週29時間（休憩時間を除く。）
（原則、午前8時30分から午後4時45分まで）
なお、業務の都合により、上記以外の時間に業務を行う場合があります。

- (3) 給 与 月額190,300円
- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給（最大 年間4.65月分）
（ボーナス） ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 諸 手 当 通勤手当、超過勤務手当を支給
- (6) 休 暇 ・年次有給休暇 年間7日
※6か月継続勤務した場合の付与日数です。
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など
- (7) そ の 他 ・採用日から1か月を試用期間とします。ただし、必要と認めるときは、試用期間の免除、短縮、または1か月を限度に延長することがあります。
・健康保険、厚生年金保険、労災および雇用保険の適用あり
・秘密を守る義務や個人情報保護にかかる規程等の適用あり
・退職金は支給しません。

6 応募手続

次の書面等をふくい女性財団まで持参または郵送してください。郵送により申し込む場合は、封筒の表に「女性総合相談員採用試験応募」と朱書きし、必ず書留郵便にしてください。

- ①申 込 書 別紙「公益財団法人ふくい女性財団(女性総合相談員)採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
なお、免許・資格の欄には、普通自動車運転免許および社会福祉士等相談業務に関する資格その他保有する免許・資格を明記してください。
- ②職務経歴書 (様式任意A4版、パソコン可)
- ③返信用封筒 110円切手を貼った宛先を明記した封筒（長型3号）
(面接試験案内用)

- 7 受付期間 令和8年3月17日（火）～
(ただし、持参の場合、月曜日は生活学習館が休館日のため受付できません。)
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 その他 応募前見学に応じます。
勤務開始日について相談に応じます。

9 問合せ先等

〒918-8135 福井市下六条町14-1 (福井県生活学習館2階) 公益財団法人ふくい女性財団 担当：穴吹、吉田 電話：0776-41-4254
--